

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（16 経教規程第 4 0 号）の一部を次のとおり改正する。

現行			改正後			備考
国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程 平成16年4月7日 16 経教規程第 4 0 号 第1条から第5条の2 略 （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例） 第6条 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、任期を終えて退職した者又は特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続年数が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第1条から第5条の2 略 （定年前早期退職者及び選択定年退職者に対する退職手当の基本額に係る特例） 第6条 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、任期を終えて退職した者又は特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者及び就業規則第19条第2項の規定により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続年数が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額	第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額	
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるそ	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と	

		の者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額			退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額						
第5条の2 第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2 第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額に、						
第5条の2 第1項第2号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第5条の2 第1項第2号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額						
			<p>2 就業規則第19条第2項の規定により退職した者(退職の日における年齢が満63歳又は64歳である者を除く)に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項、第4条第</td> <td>退職日俸給月額</td> <td>退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業</td> </tr> </tbody> </table>			読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第3条第1項、第4条第	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句									
第3条第1項、第4条第	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業									

	<p><u>1項及び第5条第1項</u></p>		<p><u>規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額</u></p>	
	<p><u>第5条の2第1項第1号</u></p>	<p><u>及び特定減額前俸給月額</u></p>	<p><u>並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額</u></p>	
	<p><u>第5条の2第1項第2号</u></p>	<p><u>退職日俸給月額に、</u></p>	<p><u>退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額に、</u></p>	
	<p><u>第5条の2第1項第2号口</u></p>	<p><u>前号に掲げる額</u></p>	<p><u>その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p>	

第6条の2・第6条の3 略

第6条の4 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号口	第6条の規定に読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の

第6条の2・第6条の3 略

第6条の4 第6条第1項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	前条第1項の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条第1項の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条第1項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号口	第6条第1項の規定により読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の

		1) を乗じて得た額の合計額
第6条の3 第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1) を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号口	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号口
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1) を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

		合計額
第6条の3 第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1) を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号口	第6条第1項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号口
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1) を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条第1項の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

2 第6条第2項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5	前条第2項の規定により読み替えて適用する

		<u>条まで</u>	<u>第5条</u>
		<u>退職日俸給月額</u>	<u>退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額</u>
		<u>これらの</u>	<u>前条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の</u>
	<u>第6条の3</u>	<u>第5条の2第1項の</u>	<u>第6条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の</u>
		<u>同項第2号口</u>	<u>第6条第2項の規定により読み替えて適用する同項第2号口</u>
		<u>同項の</u>	<u>同条の規定により読み替えて適用する同項の</u>
	<u>第6条の3第1号</u>	<u>特定減額前俸給月額</u>	<u>特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>第6条の3第2号</u>	<u>特定減額前俸給月額</u>	<u>特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上であ</u>

		る場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号口	第6条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号口
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条第2項の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合
第7条から第19条 略	第7条から第19条 略	
附 則 略	附 則 略	

附 則 (19経規程第16号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する